

手続名
介護保険要介護認定・要支援認定転入手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

- ・概要
前住所地で要介護認定・要支援認定を受けていた方が、転入後も前住所地の要介護認定・要支援認定を継続して受ける手続きです。
- ・要件
前住所地で要介護認定・要支援認定を受けていた方
- ・提出期限
転入日から14日以内

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・介護保険要介護認定・要支援認定申請書
- ・医療保険被保険者証(本人)（40歳から64歳の第2号被保険者の方のみ）

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo_download.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし